

標茶町告示 第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により標茶町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、標茶町森林整備計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、標茶町森林整備計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、標茶町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月25日

標茶町長

佐藤 吉彦



1 縦覧場所

標茶町役場 農林課

2 縦覧期間

自 令和8年2月25日

至 令和8年3月22日